

人口減少対策意識啓発キャンペーン共通CM作成業務仕様書

1 業務名

人口減少対策意識啓発キャンペーン共通CM作成業務

2 事業目的

「2060年の県内人口100万人確保」の目標達成に向けては、県や市町など行政の取組、企業・事業所自らによる変革・成長と合わせ、県民一人一人の意識や今後の行動が重要である。

県民一人一人の生き方が尊重される社会を構築することを前提とした上で、人口減少対策に対する社会全体の意識を醸成するため、県内マスコミ各社の参画を得てキャンペーンを実施し、できることから取り組んでいく機運の盛り上げを図る。については、キャンペーン共通CMを作成することで、本キャンペーンの認知を向上させる。

3 業務内容

次の共通CMの作成業務を行う。

①テレビ用動画

- ・本キャンペーンの趣旨に沿うような動画を作成すること。
- ・動画の時間は15秒とすること。

②ラジオ用朗読原稿

- ・本キャンペーンの趣旨に沿うような原稿を作成すること。
- ・原稿の朗読時間は20秒とすること。

③新聞用広告

- ・本キャンペーンの趣旨に沿うような広告を作成すること。
- ・新聞広告サイズは5段を想定しているが、拡大・縮小しても問題なく使用できるデザインとすること。

※①②③に共通した内容及びデザインとし、統一感を持たせること。

4 事業全体に係る留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・作成したCMがすでにほかで使用されているものと同じ、または類似していることが判明した場合には、契約を締結しないこと、または契約を取り消すことがある。

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

作成したCMに係る著作権は、愛媛県に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ア 本仕様書により作成された成果物全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、検査完了をもって全て愛媛県に移転すること。
- イ 請負者は県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ウ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、請負者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

6 納入日

県と協議のうえ決定する。

7 納入品

CM（テレビ用動画、ラジオ用朗読原稿、新聞用広告）

※DVDなどの記録媒体または電子情報媒体（ファイル形式：mp4・word・N-PDF など）

8 納入場所

愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課 政策推進グループ

（〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2）

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。